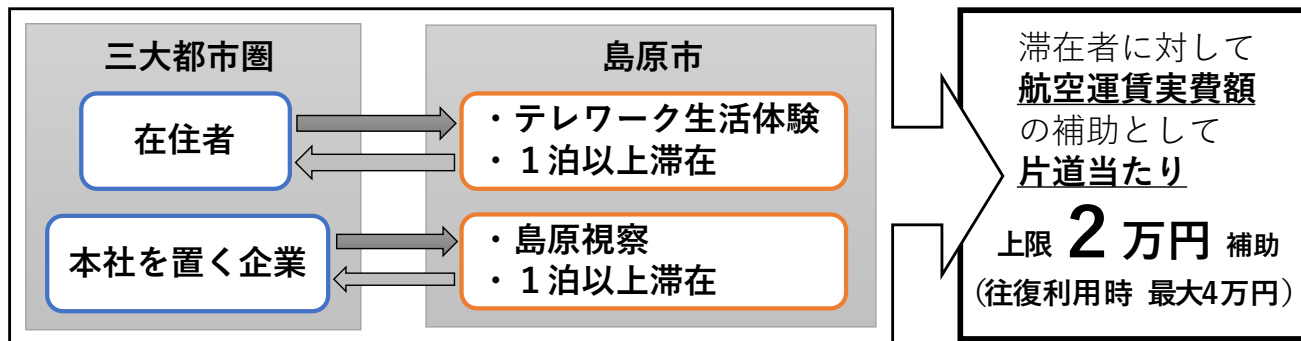


1 事業の概要

- (1) 目的 本市へのテレワーカー移住促進及びサテライトオフィス等の誘致を目的とします。
- (2) 内容 三大都市圏の在住者が本市に滞在してテレワークを行う方または本市をサテライトオフィス等の設置候補の一つとして検討している企業等の現地視察を行う方に対し、航空運賃の一部に対する補助金を支給します。



島原に来て
してみんね!



2 対象となる方

次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 三大都市圏に在住している者で、本市に1泊以上滞在し、お試しオフィス等でテレワーク生活体験をする方
- (2) 三大都市圏に本社を置くIT関連企業等に勤務する方で、本市に1泊以上滞在し、サテライトオフィス等の設置候補地の一つとして本市を視察する方



島原城

3 補助対象経費

- (1) 申請者の居住地と本市の間を移動するための交通費のうち、往復の航空運賃を対象とします。
- (2) 対象区間は、各空港と長崎空港の間を運行する便とします。

4 補助金額

- (1) 航空運賃の実費額を補助金の額とし、1人当たり片道2万円を上限とし、往復4万円までとします。
- (2) サテライトオフィス等の視察する団体については、1団体1回につき3人の補助を限度とします。
- (3) 補助金の交付は1人(1団体)当たり2回を限度とします。